

兵器の共同研究・開発・生産

——核時代の経済——

木 原 正 雄

はじめに

現在、われわれの生存している地球上には、人類を数回滅亡させうる威力をもつ核兵器が存在し、その使用をも辞さない力の政策が進められている。ワルトハイム国連事務総長報告（一九八〇年九月）によれば、現存する核兵器の量は、核弾頭数三七、〇〇〇—五〇、〇〇〇個、メガトン数は一一、〇〇〇—二〇、〇〇〇メガトンで、広島型原爆（TNT火薬換算一三、〇〇〇トン）の五〇万—一五〇万個分に当たるといわれている。このような核の軍事力による均衡が核の抑止力を生じ、戦争の勃発を抑止してきたといわれている。核抑止力は相互に全滅を想定する恐怖のうえに成立した概念である。このような恐怖をつくり出し、あおり立てることにより核軍事力拡充競争がおこなわれている。全滅の恐怖により維持されている戦争のない状態を真の平和といえるであろうか。^注

注 一九四五年以降、戦争あるいは武力紛争は一三三四（SIPRI Yearbook 1981, p. 105）も起り、二、五〇〇万の人命が失われている。核兵器こそは使われなかったが、世界的視野に立つ限り、平和であったとはいえない。

核兵器システムの発展の結果、戦域核兵器（Theatre nuclear weapons）といわれるある一定の地域（ヨーロッパ

など）で使用することを目的とした中距離および中間射程（一、〇〇〇—一五、〇〇〇キロメートル）の核兵器や中性子爆弾などの新型核兵器の開発は、戦略核兵器（ICBM〔大陸弾道弾〕やSLBM〔潜水艦発射弾道弾〕など射程の長い核兵器）による威嚇といういわゆる核抑止力としてではなく、戦域核兵器による制限核戦争という概念を生み出し、相手より優位と判断した場合、先制攻撃で相手を無力化するため核兵器が使用される危険が大きくなってきている。

核兵器の先制的使用の意図は、一九八〇年七月カーター米大統領指令五九号（PDS）により、脅威には脅威をもってとする相殺戦略の論理が一段と明確にされ、核兵器の使用（たとえそれが限定使用ということであっても、必ず全面的核戦争へと発展するであろう）の危険は増大した。さらに、一九八一年八月八日レーガン政権による中性子爆弾の生産再開の決定、一〇月一九日欧州における限定的な核戦争の可能性を認める発言、ついで一月三日ロストウ米軍備管理・軍縮局長の「欧州、中東、アジアのいずれの地域においても、ソ連の通常兵器による攻撃に対して米国としては核兵器を使用せざるを得ない」との発言で明らかのように核兵器使用の危険はさらに明確になってきている。

このように、人類の破滅を現実に変化しうる物質的基礎と勢力とが存在する戦後段階は核の時代と規定することができるであろう。核兵器の存在は、政治、経済、軍事、社会、文化、芸術、教育、科学、技術など全分野にわたり、大きな影響を与え、さまざまな問題を提起している。経済学が経済発展の法則を明らかにし、人間の福祉向上、人間の真の解放を実現するためのすじみちを明らかにする科学である限り、人間の生存と存続を無視した経済学は成り立たないであろうことはいうまでもない。今日、人類の破滅をも可能にする核兵器が開発され、

生産され、貯蔵され、その拡散が急速に進んでいる事実を無視しては、科学としての経済学の今日的課題、なすわち第二次世界大戦後における世界経済（資本主義と社会主義をもふくめ）の科学的分析、戦後の帝国主義、国家独占資本主義の経済的特徴および戦後すぐれて政治的な特徴と軍事上の問題との相互関係を明らかにすることはできないであろう。

なぜなら、国家機構とその機能を最大限に利用しながら、核兵器体系を形成する装備類の生産を骨格として、軍需部門への依存とその拡大への傾斜を強め、莫大な資源、人類の物質的、精神的財貨の無益な浪費と再生産過程の破壊のなかに利潤を求める独占資本の経済的、政治的、軍事的支配体制の解明は、核兵器を背景にした現代帝国主義の支配体系とその特徴の解明なくしては不可能だからである。

注 過去十年間の世界の軍事費は約四兆ドル（一九七八年の実質ドル価格）にもなっている。一九八〇年だけの軍事支出は純粋に予算上割り当てられたものだけでも五、〇〇〇億（一九八〇年価格）にも達し、世界総生産額（GNP）の約六％、世界貿易額の約半分に当る。また、この額は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の政府開発援助（ODA）額の約十九倍に当たる。

直接間接軍事活動に従事している労働力は、約四、五〇〇万人、うち①正規軍約二、五〇〇万人、②準正規軍約一、〇〇〇万人、③軍当局の文官約四〇〇万人、④軍事研究、開発に従事する科学者、技術者は約五〇〇万人、⑤兵器、装備の生産に従事する労働者は少なくとも五〇〇万人といわれる。（国連軍縮問題専門家グループの報告書「軍縮と開発の関係」一九八一年一月二〇日発表）による）

今日、社会主義への道は、人間の福祉向上と人間の真の解放の基礎となるべき科学・技術と生産力を、非人道的大量殺戮兵器である核兵器の生産や核兵器を上回る破壊能力を持つといわれる環境破壊兵器、レーザー光線兵器、粒子ビーム兵器の開発に象徴される破壊力に転化させるまでに腐朽した資本主義体制を改革することであり、

軍事力を必要としない真の平和をもたらす社会主義を実現するには、核兵器廃絶とその主体的勢力を強化する過程なくしては不可能である。

資本主義体制のもとでは、兵器は主として国家需要（これ以外に兵器輸出がある）であり、企業にとり兵器生産は、他の商品に比べ利益の多い安定したものである。資本主義経済体制そのものが、海外進出、階級支配と体制維持の中枢機能としての軍事組織を不可欠なものとし、軍事支出の増大と兵器生産を必然的なものとしている。加えて国家独占資本主義のもとでは、軍事支出の増大は需要を創出し、失業や経済危機を回避する有効な手段であるかのよう^注に主張され、軍事支出の増大が正当化されている。さらに社会主義の存在は、資本主義にとって軍備拡充の外的要因となり、軍事費の増大と兵器生産、兵器輸出の促進要因として作用している。資本主義自体のもつ内的要因と外的要因との結合のもとで——「ソ連脅威論」は内的、外的要因の結合による軍備拡充を正当化するものとして持ち出されたものである——第三世界をも包括しながら、米ソを中心とする二つの軍備同盟間での核兵器開発を軸とした世界的軍備拡充競争が進められているのである。

注 経団連・防衛生産委員会「防衛力整備に関するわれわれの見解」（一九七六年五月）は、つぎのようにのべている。

「防衛費は、国民生活の繁栄の基盤を保障するための支出であって、直接的な再生産を目的とするものではない。」「裝備の国産は、その過程を通じて国民所得の増加、雇用の安定、技術水準の向上等につながる。」「しかしながら、軍事支出は、正常な経済の領域から資金や技術労働者を奪い、正常な経済活動を弱め、生産力の発展を遅らせることになる。一九八〇年の軍事目的の工業生産は少なめに見積っても一、二七五億ドル、軍事技術の研究・開発のための支出は三五〇億ドルで全研究、開発費の四分の一に及んでいる。（前掲「軍縮と開発の関係」）

原子爆弾が広島と長崎に投下されたという事実は、原子爆弾の残虐性と大量殺戮性を証明し、それがいかに反

人道的なものであるかを明らかにした。その後米国の核独占体制が崩れ、米ソの核兵器開発競争のなかで、質的には新型核兵器体系（中性子爆弾、多弾頭、誘導装置などの進歩による破壊力の増大、命中率の向上など）の開発と生産量的には、人類を数回破滅しうるに足る核兵器の生産と貯蔵が進んでいる。このことは、人類の生存にとって核兵器の廃絶が必須条件であることを示している。他方、戦域核兵器や中性子爆弾の製造再開は「限定核戦争」の名のもとに、核兵器が現実使用される可能性をますます大きくしている。このことは人類を核兵器反対の勢力と核兵器使用を意図する勢力とに二分している。

核兵器を基軸とした軍事ブロック間の軍備拡充競争は、この二つの努力の対抗関係を激化しながら、力による政策をエスカレートさせ、力による解決への方向、すなわち核兵器使用を現実にする危険をいちじるしく高めているのである。

ところで、西側陣営の一員として、日米安保体制を基軸とした日本の役割分担は、直接、間接米国の核戦略への組み込みをいよいよぬきさしならぬものになっている。わが国の軍事力、軍需生産、兵器共同開発問題の考察に当っては、以上にのべた核時代の経済の観点が不可欠である。

一

まず、日米防衛協力の問題についてみてみよう。

一九七八年十一月二七日、日米安全保障協議委員会第一七回会合において、防衛協力小委員会の報告「日米防衛協力のための指針」^注を了承し、翌二八日には、国防会議、閣議で正式に了承された。この指針は、「日米安保

体制の）一步前進で意義あるもの」（福田首相）、「日米の安全保障上新たな時期を画す」（園田外相）（一九七八年一月二十九日付「朝日」）もの、「軍事条約として、日米安保は、もともとあるべき方向になった」（防衛庁幹部）（二月二十九日付「毎日」といわれるように、有事（戦時）における日米共同作戦の具体的内容を盛り込み、従来の日米軍事協力を大幅に拡大した、日米安保条約の新改定ともいえるべき「日米安保条約の運用に事実上、質的な転換をもたらす」（同上）重大かつ危険なとりきめである。

注 「指針」は、一九七五年三木・フォード会談における「日米安保条約の円滑で効果的な運用のため、日米が一層密接な協議を行う」との合意にもとづき坂田防衛庁長官とシュレシンジャー米国防長官との会談で、安保協議委員会の下部機構として防衛協力小委員会が設置され検討されてきたもの。

「日米防衛協力のための指針」の協力というのは、ワインバーガー国防長官の報告書によれば、日米が「共通の目的を達成するのに必要な負担を引き受け、それを分担することを意味」している。そして、分担とは、日米「同盟体制を維持するための政治的、軍事的、物質的、経済的コストの公正な配分」^注である。「日米防衛協力のための指針」における「協力」は、「日米安保体制の一層円滑かつ効果的な運営を確保する」ため、戦時を想定した軍事的協力と日米作戦分担であり、その具体化のため有事即応態勢と日米共同作戦態勢（日米共同指揮調整機関の設置、日米共同演習の実施など）づくりのための指針である。これまで、日米共同作戦は、直接わが国への武力攻撃が生じたときのみ限定されていたが、この「指針」により、(1)侵略の未然防止、(2)日本にたいする武力攻撃のおそれがある場合に拡大され、(3)極東における事態での日本の安全に重要な影響を与える場合まで含まれることになった。「指針」による日米役割分担の内容を図示すれば第1図のようになる。この「指針」は、「空文

第1図 有事における日米役割分担〔日米防衛協力のための指針・1978・11〕

兵器の共同研究・開発・生産（木原）

I. 侵略未然防止態勢	自衛隊	米軍	
<p>II. 日本への武力攻撃に対する共同対処</p> <p>①武力攻撃の恐れがある場合</p> <p>②武力攻撃の場合</p> <p>●作戦構想</p> <p>▲陸軍</p> <p>▲海軍</p> <p>▲空軍</p> <p>●指揮</p> <p>●補給</p> <p>●整備</p> <p>●基地</p> <p>●後方支援態勢</p>	<p>自衛のため必要な範囲の軍事力</p> <p>●日米共同作戦計画・共同演習・共同訓練</p> <p>●作戦実施要領の研究→日本有事の際の日米共同作戦研究</p> <p>●情報交換</p> <p>●効果的作戦準備で協力するための共通の基準作成</p> <p>●情報、部隊行動準備、移動、後方支援について警戒態勢から戦闘準備まで区分</p> <p>限定的小規模侵略を独力排除</p> <p>★共同作戦は調整</p> <p>日本の領域、周辺海空域の防衛作戦</p> <p>阻止・持久・反撃</p> <p>周辺防衛の海上作戦</p> <p>海上交通保護</p> <p>港湾、海峡防備</p> <p>対潜作戦</p> <p>船舶保護</p> <p>日本の防空</p> <p>着上陸侵攻阻止</p> <p>対地支援</p> <p>偵察送</p> <p>★それぞれの指揮系統をもつが、必要に応じ日米共同指揮調整機関を設置</p> <p>日本国内</p> <p>米軍装備の支援、整備</p> <p>要員の技術指導</p> <p>サルベージ</p> <p>回収</p> <p>★新たな施設区域の提供・共同使用—基地の自由使用</p> <p>★効果的・緊密に協力</p>	<p>①核抑止力</p> <p>②前方に抑止力保持の即応部隊</p> <p>③その他の来援兵力</p> <p>自衛隊による排除が困難な場合に自衛隊に協力</p> <p>自衛隊の支援と自衛隊の能力及ばない機能の補充*</p> <p>反撃作戦中心</p> <p>自衛隊支援と機動打撃力で侵攻兵力撃退</p> <p>自衛隊支援と航空打撃力で侵攻兵力撃退</p> <p>米国製の装備品</p> <p>日本で整備できない米国製品</p>	<p>「日米共同作戦計画要綱」（秘）</p> <p>・日本有事の際の日米共同作戦研究(1981.4.8「日米共同作戦研究」中間結果)</p> <p>・1978.6.21・金丸防衛庁長官指示・有事の際のように対処するか、三自衛隊の統合的作戦運用を中心とした防衛研究着手</p> <p>・1981.4.8・「防衛研究」結果を鈴木首相に報告、防衛庁「防衛研究の概要」発表</p> <p>.....</p> <p>*「自衛隊の能力及ばない機能」には核機能が含まれる</p>
<p>III. 日本以外の極東での紛争対処</p>	<p>★随時協議</p> <p>★米軍への便宜供与のあり方について相互研究</p>		

注1：1978.12.15.「日米防衛協力に関する研究作業の実施」に関する長官（防衛庁）指示が出され、1979.1.自衛隊統合幕僚本部と在日米軍司令部は「日米共同作戦計画」の策定を始めた。
 注2：共同対処行動指針から朝日新聞社作成の図表（1978.11.25付「朝日」）参照。

だった日米安保条約に魂を入れ(防衛庁)、「これまで政治的理由でできなかった軍と軍とのレベルの計画、協力ができるようになったことは(安保史上)初めてで、大きな成果だ」(安保協議委出席の米側関係者)といわれているように、日米安保条約が軍事同盟条約であることを明確にし、まさに「日米の安全保障上、新たな時期を画した」重大なとりきめである。「指針」は、軍事的運命共同体として、米の核戦略に自動的に組み込まれていることを明確にしたものであり、安保条約の事実上の改訂といわれるゆえんである。核装備した米軍との共同作戦は、たとえ自衛隊が核装備していないとしても、核兵器の持ち込み、使用を認めることになり、非核三原則を形骸化することになる重大な取り極めである。

注 ワインバーガー米国防長官報告書「防衛支出に対する同盟国の任務」(邦訳、「世界週報」一九八一年九月二二日号、六二ページ)。

一九八〇年五月二日の大平・カーター首脳会談で、大平首相は、米国の同盟国として、世界秩序の維持のため「日本としても犠牲を払うことも辞さない」との決意を披れし、米国を中心とした西側陣営の一員として西側戦略加担^注を明確にし、ソ連の軍事力増強に対抗する必要を認めたのである。軍事力の増強については、米国の中期業務見積りの繰り上げ達成要求に対し、「同盟国はどうあらねばならないか真剣に検討し、できる限り努力を続ける」との態度を表明するとともに、在日米軍の施設費の分担問題でも負担増に積極的な態度を表明した。このような軍事力の増強とともに、アジアや中近東諸国への経済援助を強化し、経済援助をイラン、アフガニスタン、インドシナなどの紛争地域周辺国に集中し、政治的、経済的安定のテコ入れをすることにより、米国に対する日本の補完的役割分担路線を明確にし、一段と強力に押し進める方針を確約したのである。

注 「西側陣営の一員」ということは、東側陣営、すなわちワルシャワ条約軍事ブロックに対抗するNATO陣営の一員ということである。防衛白書では昭和五十五年版から「わが国が西側陣営の一員として西側諸国の真剣な防衛努力との関連において、わが国の防衛を考えることが重要な要素」であるとのべている。昭和五十六年版外交青書は、つぎのよりのべている。「わが国は、米国及びE.C諸国を始めとする先進民主主義諸国と政治、経済上の基本理念を共有しており、わが国の平和と安定は、先進民主主義社会全体の平和と安定と密接に関係している。わが国が積極的平和外交を展開するに当たっては、これら諸国との連帯と協調が、基軸とならなければならないゆえんである」(一三三ページ)。昭和五十五年版では、最後のところは「連帯と協調を更に強化することが必要である」(一四一ページ)という表現であったが、五十六年版では、「基軸にならなければならない」として西側陣営の一員であることが明確にされている。軍事力の増強についても、五十六年版外交青書は、「日米安保体制の一層かつ効果的な運営を確保」するため……「自衛力の整備に一層努力していくことが肝要」であるとのべ、昨年の青書にくらべ、日米共同防衛のための軍事面での努力を強調している。

さらに、一九八一年五月、鈴木・レーガン会談では、双方が日米相互協力および安全保障条約が「日本の防衛ならびに極東における平和および安定の基礎であるとの信念を再確認」し、「両者は、日本の防衛ならびに極東の平和および安定を確保するに当たり、日米両国において適切な役割の分担が望ましいことを認め」、鈴木首相は「日本の防衛力改善に関するなお一層の努力 (even greater effects)」(日米共同声明、第八項)を約束したのである。

注 この傍点の個所は、英文では日本文とは逆になっており、「極東における……」が先になっている。英文によれば日本の役割分担は、まず極東の平和と安定のためにおこなわれるということになる。この点役割分担の内容を考えるうえで重要な表現である。

そのうえ、日米共同声明は、これまでの共同声明のなかで初めて「日米同盟関係」という表現が入れられた。

昭和五六年版外交白書は、この点について、つぎのようにのべている。「今日、日米両国は民主主義と自由という両国が共有する価値の上に立脚し、特別に緊密な総合的な協力関係を築き上げるに至っている。揺るぎない信頼で裏打ちされた、かかる日米関係は、……日米共同声明においては、『同盟関係』と表現されている。」

日米同盟関係は、対米従属下の新しい軍事的役割分担を基礎にした日米軍事同盟の質的に新しい段階に入ったことを示している。兵器の日米共同研究・開発・生産は、このような新しい段階のもとで提起されていることに留意しなければならない。

二

レーガン政権の国防政策の基礎は、世界の「どこでも守るに十分なほど強い……軍事力を再生」するため、「同盟諸国(日本や西欧諸国)が、彼ら自身の非常に大きな力をもって、われわれ(米国)と行動を共にし、共同防衛と、自由を伴った平和の確保のためにより多く貢献できるように、これらの負担の一部の合理的な分担を図ること」である。^注

注 一九八一年四月二十八日サンフランシスコ・コモンウェルス・クラブ・世界問題評議会合同会議でのワインバーガー国防長官の演説。

米国が同盟諸国に共同防衛と負担の分担を要する論拠は「ソ連の脅威」である。ワインバーガー国防長官が議会に提出した報告書「防衛支出に対する同盟国の義務」^{注1}(一九八一年八月二一日公表)は、分担の必要についてつぎのようにのべている。「この数年間ソ連の絶え間ない軍事力増強は、ソ連の防衛支出が実質で年四―五%ずつ着

実に増加してきたことを意味する。われわれの主要敵国によるこの増強は現在、ソ連の国内総生産（GDP）の約一二—一四%を占めている。この脅威を十分に抑止し、これに直接対応するためには、西欧同盟諸国は防衛にさらに大量の資源を投入しなければならない。このような大幅な負担の増大は、同盟国がそれぞれ平等に分担することが重要である。米国と同盟国は「共同することにより、妥当な安全保障を確保するのに十二分な資源——人的資源、工業、技術、資金面の資源——を有している」。したがって同盟国は、ソ連の脅威に対処し、合意した戦略を実行するのに必要な力を提供しうる。しかしながら、同盟国に「これまでとかく欠けていたのは、これらの資源を共同の防衛のために組織し、提供する意思」である。「米国はGDPの約5%を防衛努力に振り向けているが、他の同盟諸国は平均して三・四%、日本に至っては1%しか防衛に充てていない」。

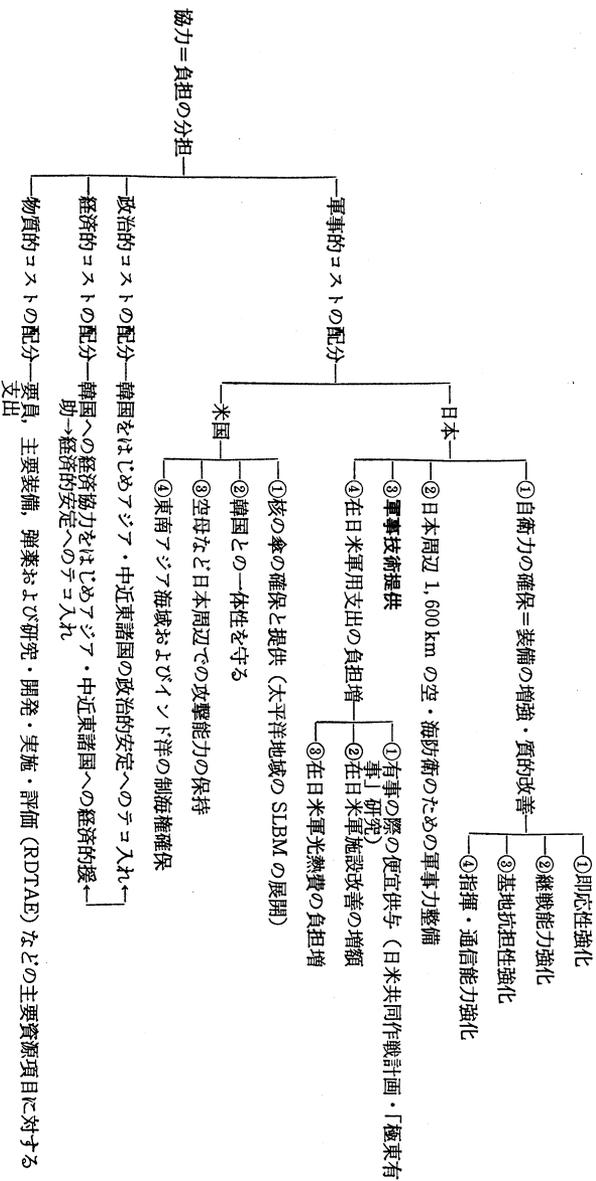
注1 前掲、邦訳『世界週報』一九八一年九月二三日、九月二九日、一〇月六日、一〇月一三日、一〇月二〇日号。

注2 GDPは、ある年の一国の国境内で生産されたすべての財貨とサービスの総額。

この報告書は、1%しか防衛に充てていない日本の集団安全保障に対する貢献度は、同盟諸国のうち最低ないし下から二番目であると指摘している。この指摘は、同盟国の一員である日本に対して、共同防衛の公平な分担のためには、少なくとも1%以上負担し、NATO諸国の水準（三・四%）に近づけることを要求しているものといえよう。ところで、負担の公平ということで米側の要求している軍事的、政治的、経済的コストの「公正な」配分の内容を図示すれば、第2図のとおりである。

同盟国の分担状況に相違が生じる要因としての政治的、経済的問題について、報告書は、つぎのようにのべている。「同盟国の分担状況に一般的な影響を与える政治的、経済的問題がいくつかある。政治的問題で最も重要

第2図 日米安保体制を基軸にした日米協力



なのは、ソ連の脅威に対する同盟国の承諾である。一般国民や指導者の脅威感こそ、同盟諸国の防衛分担意欲を決定する主要な要因である。……分担に対する同盟国の態度を左右するもう一つの問題は、米国の政治的指導力

の性格である。」

日本の場合、「その意思さえあれば、いままで以上の防衛負担を引き受けることができるはずである」のにソ連の脅威の性格に対する受け取り方が甘いため分担意欲を弱めている。したがって分担意欲を強め「もっと多くの負担を引き受けさせるためには、ソ連の脅威の性格と、それに対処する適切な方法について、確固たるコンセンサスを確立することを最優先」とし、米国は「不動の指導力と一貫した態度を示す必要がある」ことを指摘している。わが国における「ソ連の脅威論」の背景の一端をみることができる。

以上のように、軍需生産の「再生」を軸として、軍事的、経済的威信を回復しようとするレーガン政権は「ソ連の脅威」を理由に、同盟国の協力Ⅱ負担の引き受け、負担の分担を要求しているのである。日本政府は「わが国は経済協力、技術協力にはやぶさかではないが軍事的援助はできない」といつているが、軍事的援助の要求は、新しい軍事的役割分担を内容とした日米「同盟関係」を明確にした日米共同声明（一九八一年五月）にもとづくものなのである。また、もともと軍事条約である日米安全保障条約の枠組みのなかで経済協力、技術協力は、政治的、軍事的目的を達成するためのものにはかならない。なぜなら日米安保条約は、日米が共通の政治的、軍事的目的を達成するための日米共同行動の基礎だからである。

ところで、兵器の日米共同研究・開発・生産は、以上のべた（第二図で明らかのように）日米共同防衛のための協力の一環として、負担分担の要求として出されてきたものである。そこで、この要求を受けた日本側の背景事情、とくに独占資本の動きを、つぎにみてみよう。

三

八〇年代以降、独占資本とその体制維持にとって期待される産業分野は、ほとんどすべて軍事技術主導型の部門である。したがって、これらの産業分野において支配的地位を確立するためには、先端軍事技術の研究と開発は、不可欠なこととなってきているのである。わが国の独占資本は、先端軍事技術を開発し習得することにより、兵器(とくに精密誘導兵器、電子兵器など)生産はもとより、原子力(発電用原子炉は軍事用に開発されたものであり、原子力発電所の稼働によりプルトニウム〔原爆材料〕が生産される。ウラン濃縮施設、使用済燃料再処理工場は、それ自体原爆生産施設である)^注、航空(航空機生産の大半は軍用機である)、宇宙開発(ロケット、衛星、宇宙船など)いずれも軍事用のものが圧倒的多数を占めている)をはじめ、海洋開発、エレクトロニクス、新素材など、高度技術分野での国際競争力を身につけることにより、危機打開をねらっているのである。

注 一九八一年六月三〇日現在、「世界の運転中の原子力発電所を持っている国は、わが国の二三基、一、五六八万kWeを含め、二二カ国(二五九基、一五、八四五万kWe)建設中の国を含めると三〇カ国、計画中の国を含めると四〇カ国、総計七〇四基、六〇、〇八五万kWeに達する。このことは事実上核拡散が進んでいることを示している。(日本原子力産業界編「原子力発電所一覧表」による)

経団連防衛生産委員会は、一九七一年度より軍事科学技術発展の長期予測に関する調査研究を実施し、一九七七年五月「軍事科学技術に関する調査研究——P.G.M(精密誘導兵器)」、一九七九年五月「軍事科学技術に関する調査研究——諸外国における衛星の利用」、一九八〇年五月「諸外国における衛星の利用——その2」をまとめている。一九七九年五月の「諸外国における衛星の利用」についての調査の目的について、「むすび」のなか

で、つぎのようにのべている。

「一連の軍事衛星のうち、専守防衛を指向するわが国に直接強い影響を与えるものは、偵察（電子偵察を含む）と海洋監視であろう。

樺太・千島・シベリア・中国・朝鮮の内陸の状況及び日本列島をかこむ四囲の海洋の状態を常時把握することは、特に重要な事であるが、この偵察・監視は海上については航空機及び艦船により或る程度は可能であるが、内陸の状況は、これを得ることができない。これを得るには、わが国自身の衛星所有が最も望ましいわけであるが、少くとも、現在の偵察監視技術のステート・オブ・アーツを可能な限り詳しく調査して、将来の準備、対策の資料を得る必要があるものと考えられる。」

一九七〇年から一九七九年にいたる一〇年間に、米ソをはじめその他の国々によって打ちあげられた衛星は合計一、七〇〇個以上で、七五%以上が軍事目的の衛星である (SIPIRI Yearbook 1981, p. 121)。軍事衛星は、(1) 写真偵察衛星、(2) 海洋監視・海洋学衛星、(3) 航法衛星、(4) 通信衛星、(5) 早期警戒衛星、(6) 衛星攻撃衛星 (A S A T)、(7) スペース・シャトルなどその種類、機能は多岐にわたっている。このほか気象衛星、測地衛星も軍事利用に利用されていることはいうまでもない。

わが国の宇宙開発の目的は「樺太・千島・シベリア・中国・朝鮮の内陸の状況」を偵察し監視するため「わが国自身の」偵察衛星などを持つことであることは、さきの「調査研究」からも明らかである。

軍備拡充競争は、軍事力の質量ともにつねに仮想敵国より優位を保持しようとすることから、果しない軍事技術開発競争をもたらす。軍事技術開発のための支出（研究・開発費）は増大し、研究・開発費の増大に比例して、

第1表 軍事・民間両部門における生産単位当たりの研究・開発支出額

国名	年	軍事機器の生産価値の評価額に占める軍事研究・開発支出の比率(%)	製品価値に占める研究・開発費の比率(%)
西ドイツ	1975—76	32	1.9
英国	1975—76	34	1.3
米国	FY 1975	43	2.3
日本	1975	5	1.2

注：製造部門の研究・開発の数字は *International Statistical Yearbook 1975* (OECD, Paris, March 1979)。

製造部門の総生産額は *Statistical Yearbook 1978* (United Nations, New York, 1978)。

軍事研究・開発：

西ドイツ *Die Wehrstruktur in der Bundesrepublik Deutschland* (the Wehrstruktur-Kommission together with the Government of FR Germany, Bonn, 1972/73)。

英国 *Research and Development Expenditure and Employment* (HMSO, London, 1976)。Military R & D for the UK is intra-plus extra-mural gross expenditure on natural science R & D for defense.

米国 'US defense budget for fiscal year 1981', *International Defense Business*, January/February 1980。

日本 *Defense of Japan 1978* (Defense Agency, July 1978)。

軍事生産：

西ドイツ 同上

英国 *Defense in the 1980s, Statement on the Defense Estimates 1980* (HMSO, London, April 1980)。Production is acquisition of equipment only, plus net exports.

米国 同上

日本 同上

兵器輸出入：

西ドイツ、米 *World Military Expenditures and Arms Transfers 1968-77* (ACDA, Washington, D. C., October 1979)。

英国 同上

(出所) SIPRI Yearbook 1981, p. 7.

新兵器の価格は高騰する。加えて技術開発競争は兵器の陳腐化を早める。近代兵器体系は維持費や兵器操作要員の養成費も多額となる。これらの要因は、資源の浪費と民需部門の犠牲を伴いながら軍事支出の増大を不可避とする。

第1表は、軍事部門と民間部門における生産単位当たりの研究・開発(R&D)用支出額を示したものである。軍事用研究・開発支出は民間部門におけるのと比較し、いちじるしく多い。「軍事用の研究・開発計画にたいする支出は、国家予算の他の項目のなかに隠されることがしばしばあるので、公表される軍事用の研究・開発数値は全体より低くなる傾向がある。」この点を考慮に入れると「平均して軍事製品には民間

製品の約二〇倍が支出^注されているといわれている。

注 SIPRI Yearbook 1981, p.7

この表によると、わが国の場合四・二倍で、米国、英国、西ドイツに比べ低い。しかし軍事研究・開発支出は生産単位当り民間部門におけるより多いことには変りない。このことは、技術開発が軍事技術主導であることを示している。わが国の独占資本が兵器の研究・開発費など軍事費における資本支出（武器車輛航空機、船舶、施設整備、研究開発費）の増額を要求^注しているのは、危機打開にとって今後期待される分野はほとんどが軍事技術主導型の部門であることから、この分野での国際競争力を強めるとともに、軍事技術の波及効果をねらうためである。

注 一九七七年一月二日、経団連・防衛生産委員会は「わが国の安全保障と防衛整備のあり方について」を発表し、そのなかで「今や、わが国の工業技術水準と工業生産力は、なおあらゆる分野において世界のトップレベルに到達している。先端的技術の導入が困難視されている今日ほど、蓄積された技術力を基盤とした自律的な研究開発の推進が必要視されている時はないであろう。」とのべ、あわせて兵器の「近代化、維持、更新」のため軍事費に占める資本支出の割合を増やすなど、軍事生産力の整備充実策の展開を要求している。

一九七三年の「石油ショック」後の不況打開のため、一九七七年ごろから財界主流から「安保タダ乗り論」を利用し、自衛隊の増強、軍需拡大、兵器輸出解禁などを公然と要求する声が出されるようになった。^注

注 「安保タダ乗り論」を批判し、「自主防衛力」の強化を要求する口火を切ったのは、一九六九年四月横田武日経連代表常任理事の発言である。以来、財界主流による軍事問題に関する発言が活発になる。一九七七年春、財界トップセミナーにおける日の方斉経連会長（住友金属工業会長）の発言「日本の防衛費をGNPの三〇%程度まで引き上げる必要がある。」関経連は同年夏「安全保障問題懇談会」（湯浅佑一座長）設置。七月野村総研は「日本の安全保障についても」とも重要と思われる基本的課題は、防衛問題に対する国民的合意を形成すること、すなわち防衛問題に対する国民的

関心と理解と支持を高めること」などを提言。同年十月二十六日、砂野仁川重元会長「他の先進国ではどこでも武器輸出をやっているのに、なぜ日本だけ遠慮しなければならないのか。」同年一月、稲山嘉寛新日鉄会長「どこかで戦争でも起きて、日本への注文がどっと、何千億円もはいらないとダメだ。日本の経済は朝鮮戦争、ベトナム戦争の注文が舞い込んで発展した。しかし、もう戦争はないだろう。急激な需要が日本にはこない。だから大変なのだ。戦争がないとダメなくらい日本の経済はむつかしくなっている。」同年二月一日、経団連・防衛生産委員長河野文彦三菱重工業相談役「最近における米国の対日批判は、ただ単にわが国の市場が閉鎖的であるということとどまらず、基本的に日米安保体制にタダ乗りして、温室のなかで生産、輸出活動をしているといった国民感情が底流にある。われわれは日米安保体制のもので、わが国の安全保障のあり方について官民ともに新たな総合的検討を行い、明確な目標を設定し、適切な防衛政策ならびに強力な経済協力政策を展開することが重要。」

一九七八年一月五日、関経連日の方斉会長「国民の認識(防衛問題に対する)も高まってきており、正面から取り上げる時期にきている。」同年二月一日「安保条約のうえに安眠をむさぼらず、正面から検討したい。まず防衛問題を公に討議し、あるべき姿を正しく思いださねばならない。」五月一日「防衛問題は公然と討議すべき時期を迎えている。自国の防衛について国際社会が正当と認める負担と自己努力をしなければならぬ。」同年六月、関西経済同友会「民主主義と自由で安定した市民生活」を守り抜くためには相応の犠牲とコスト負担が必要であることについて、国民の確固たる合意を築きあげることである。」九月「日本の安全保障を考える」(国の安全に関する国民意識調査団報告)発表。同年七月、日本青年会議所(麻生太郎会頭)「日本の安全のために」(提言)発表。同年十月、神戸経済同友会「わが国の安全保障と共同体精神」(所見)を発表した。

一九八〇年に入ると国防問題を国民的課題として、意識的に防衛論議を呼び起こし、国防意識高揚の必要が強調されるようになった。そして「ソ連脅威論」に代表される仮空の危機感をあおり、国民に「減私奉公」を要求し、はては徴兵制実施論までがでてくることになった。^注

注 一九七九年二月二〇日、河野文彦経団連評議員会議長「八〇年代においては、国の防衛を軸とする安全保障の確保

がさらに重要になるものと考ええる。国会の場において各党が十分論議されることを希望する。わが国の安全保障は、究極のところ、相互信頼を基調とする日米関係に依存しており、日米安全保障条約は平時の抑止力としても有効な作用を及ぼしている。この事実を直視して、日米間の友好関係を基礎として、わが国の自主防衛力を強化していく必要がある。」同年二月七日、関西財界セミナーで日向方斉関経連会長「いったん緩急のさいの徴兵制を検討してもよい時期にきているのではないか。」同年二月二〇日、日経連桜田武名誉会長「憲法第九条を改正して、防衛力についてははっきり書きこむべきだ。また非常事態宣言が出せるようにし、弾薬の備蓄をふやす必要がある。」同年三月一九日、永野重雄日商会頭「今や防衛問題については、政治経済両面から中広い討議を起し、国民的合意の形成をはかるべき時期にきている。石油獲得の手段として武器を輸出してもよいのではないか。武器輸出三原則は敗戦の結果、子孫にまで及ぼすのはいいのか。」同年三月二四日、鴻池祥肇日本青年会議所会頭「長期的にみれば、わが国からの武器輸出も必要。核武装には反対だが、原子力潜水艦などは持つべきだ。」同年四月二八日、日本経済調査協議会「わが国安全保障に関する研究」で「国民が一致団結して滅私奉公でなければならぬ。」同年五月二一日、江崎通産相「高校や大学卒業後の一、二年間、自主的に国のために奉仕する志願兵制」を提唱。同年五月二六日、日向方斉関経連会長「今後とり組むべき重要課題として①防衛力の増強②徳育教育の必要性③自由主義体制の三点をあげ、応分の防衛努力を尽くす義務と責任がある。わが国に対する直接的脅威が増大しつつある現状からも防衛力増強は急務である。」同年六月三日、経団連・防衛生産委員会国産化問題委員長守屋学治三菱重工会長「国防のための日本独自の努力を求め……後方支援態勢の強化を要求し、国防意識の喚起を主張。」同年六月二三日、日向方斉「防衛費を一兆円増額すれば十分な専守防衛ができる。」同年七月一五日、全国銀行協会連合会会長山田春三菱銀行頭取「国力に応じた防衛努力は必要。防衛予算を圧縮すべきでない。」同年七月二六日、日本青年会議所提言「自衛隊を真正面から問い直し、抵抗の姿勢を堂々と持つべきである。」

一九八一年になると年頭に、稲山経団連会長、永野日商会頭、大槻日経連会長、佐々木経済同友会代表幹事の財界四首脳が初めてそろって軍事力増強論を打ち出した。^注一九七五年ベトナム戦争敗北後、「日米共同防衛のための指針」に添い軍事力の増強を要求する米国の要請を盾に、財界は、兵器の日米共同開発により拡大した兵器

生産と軍事技術の基盤を維持し、国際競争力を強めるとともに兵器輸出をも含む輸出市場の拡大を実現するための条件づくりを進めてきたのである。このまま放置すれば、一九七三年「石油ショック」以来の危機脱出と体制維持のため軍事体制の強化と軍需生産、軍事技術への依存が今後急速に深まることになるだろう。

注 一九八一年一月五日、佐々木経済同友会代表幹事「日本がここまで大きくなると、ある程度、軍備に金を使うのは、お付き合いで必要なじゃないか。」

一九八一年一月五日、稲山嘉寛経団連会長「共産圏からの脅威に日本も無関心ではいられない。西側陣営として、歩調を合わせて防衛を強める方向で考えるべきだ。」大槻文平日経連会長「日本も国際社会の応分の負担をする必要がある。」永野日商会頭「戦争の恐れのない国に輸出する道はあるのではないか。」同年二月六日関西財界セミナーで日向関経連会長「GNPの1%をわが国の防衛費に上乘せし、GNP比率1・9%にすべきだ。」

四

これまで、兵器の共同開発は、一九五四年五月一日の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」にもとづいておこなわれてきた。^注

注 日米相互防衛援助協定第四条で「両政府は、いずれか一方の政府の要請があったときは、防衛のための工業所有権及び技術上の知識の交換の方法及び条件を規定する適当な取極であって、その交換を促進するとともに、私人の利益を保護し及び秘密の保持を図るものを作成するものとする」と規定されている。

その後、一九六二年一月、日米軍事当局の間で「日米資料交換取り決め」が締結され、一九六六年には「共同研究開発に関する覚書」が交換された。しかし、現在まで技術情報の交換はあったが、共同開発の事例は全くない。わが国の軍事技術水準が低く米側にとっては利用価値が少なかったこと、また米側は軍事機密(軍事企業

の企業機密をも含め）保持のため日本に提供することには消極的であったこともあるが、日本国内の反対を考慮し公然と共同開発するまでには至らなかったからである。しかしながら、一九七八年一月二七日、第七回日米安保協議委員会で合意し、国防会議と閣議において正式に決定された「日米防衛協力のための指針」に添い、同年末日米防衛装備研究責任者の間で「日米資料交換取り決め」にもとづき、(1)技術者の交流、(2)技術資料交換の範囲を拡大する計画が策定された。

その後、日米防衛協力の内容が具体化されるとともに、協力の一環として、一九八〇年度の「技術研究本部に係る業務計画の作成に際して指針とすべき事項に関する長官指示」（一九八〇年五月七日）で「日米間の資料交換に関する取極に基づく技術交流の活発化を図る」ことになり、翌八一年度には「技術交流の一層の活発化を図る」ことが指示され、兵器の共同開発への積極的姿勢が一段と進められた。

一九八〇年五月二八日、ペリー米国防次官（研究開発・技術担当）と亘理防衛庁事務次官らとの会談で、日米が兵器や軍事技術の開発について協力関係の促進と情報交換のため、防衛庁と米国防総省との間で、年二回程度、局長級の定期協議も設置することが合意した。この合意により兵器と軍事技術開発面での日米協力は、数歩進み新しい段階に入ることになった。

この会談で、防衛庁側は、「中期業務見積りについて（昭和五五年度―昭和五九年度）」（一九七九年七月十七日発表）にそい「防空警戒管制組織の後継機種（バジージュ）選定の検討状況など当面の装備取得計画を説明し、兵器技術の開発で、日米間の共通化、標準化を目指しているので、F-15戦闘機関連を中心とするより高度な軍事技術の提供に協力してほしい」などと要請したといわれる（一九八〇年五月一九日付「各紙」）。

技術協力についての合意は、日米防衛協力推進の一環として、自衛隊装備の質的改善、近代化に関心をもつ米側の要求に添ったものであることはいうまでもない(第2図参照)。ペリー国防次官は、日本の民間における軍事技術水準は高く、相当の分野でソ連にまざっていることを評価するとともに、米国が提供する高度の軍事技術を使いこなしていくためには、研究開発費の増額が必要なことを要請した。^注

注 ペリー次官は、米国の研究開発費は国防予算の一〇%を占めているが、日本は軍事費のうち研究開発費は一・二九%に過ぎないと指摘。(一九八〇年五月二十九日付「赤旗」参照)

また、ペリー次官は、七〇年以降に米国は装備の数量でソ連に大きな差をつけられたことを指摘し、米国としてはソ連に対し数量の点では対抗することがむずかしいので、質の面、とくにテクノロジーの面で差をつけていきたいと強調し、今後兵器の質的改善の中でとくに精密誘導業界の開発研究が重要であることを力説した。(一九八〇年五月二十九日付「毎日」参照)

今日、日本は米国にとって「世界で最も重要な同盟国の一つであり、最大の海外貿易パートナーであり、信奉するものもろの価値の多くを共通する先進工業民主国家」であるにもかかわらず、日本は経済力にふさわしい防衛努力をしていない国である。そこで米側は、日本の軍事的負担の分担の一環として、自衛隊(軍事力)の増強だけでなく、最新兵器やその基礎になる高度先端技術品目の共同開発や生産を要求してきたのである。米側の要求は、日本の技術のうち「米国より優れており、かつ軍事的に転用できるものは、日米防衛協力を双務的に進める」との見地から、米側が利用できるようにするため「日本の決意を示す明確な証拠」の一つとして出されてきたものである。

兵器の共同研究・開発・生産は、戦後の軍事ブロック形成のなかで、軍事上の効率と経済性を高める必要から

できてきたものである。限られた資源で可能な限り最も効果的な軍事力を整備するという費用・効果論がその基礎になっている。軍事ブロックが共同作戦において兵器システムの重複と無駄をなくし、その機能を最も効果的に動員し発揮するには、兵器の合理化・標準化・相互運用性(互換性)、すなわち兵器の共通性が必要となるからである。NATO諸国の場合、加盟諸国の兵器は、米国との援助協定によるものが多く、部品の統一など早くからある程度兵器の標準化が実現されている。一九五一年には、NATO軍が共同作戦を最も効果的に実施することができるように兵器の標準化をすすめる機関としてNATO軍事標準局(MAS-NATO Military Agency for Standardization)が創設され、「標準化協定」(STANAG)を制定し、一九五四年には弾薬の標準化(七・二六m)〔現在、自衛隊も小銃、機関銃弾はNATO製式の七・六二m弾に統一され、一九六二年以来量産されている〕がおこなわれた。

また、NATO兵器標準化の一環として、フランスと西独は共同開発企業「ユーロ・ミサイル・エージェンシー」を設立し、空対空ミサイル・システム(ローランドAAMシステム)〔米国がライセンス生産している〕と対戦車誘導兵器を共同開発した。

しかしながら、NATO諸国における兵器の共同開発・生産は必ずしも成功していない。その理由については SIPRI Yearbook 1981⁵⁾が、つぎのように指摘している。「七〇年代にみられた西欧の兵器産業の成長により、米国製兵器への依存体制からの脱却がみられ、通常兵器に関する競争的な市場が生まれた。兵器調達面で『自給体制』をとりたいという国家的な希求の高まりの結果、七九年までにはNATO加盟諸国内では、三五種類の異なった型の戦闘機、一〇種類の戦車、四種類の対戦車ミサイル、二八種類の榴弾砲および六種類の互換性のない戦

術通信システムが開発中であるという状況を生んでいる」^{注1}。このようなNATOの現実に対し、米政府高官は、二つの選択の余地しかない^{注2}と結論し、つぎのようにのべている。「すなわちライセンス供与、研究・開発の分担および共同生産によるならかの協力体制、あるいは大西洋をはさんで、それぞれが独自の道を歩むか、である。進んだ比類のない技術を使った米国の最終製品が無条件で受け入れられるという日は、もはや欧州および世界の他の地域では終わりを^{注2}つけた。誰もがパイの一片を得たいと望んでおり、一番大きい一片を得ることのできる取引をした^{注2}いと考えている」と。

注1 SIPRI Yearbook 1981, p.73 (邦訳『世界の軍事力81—82』四五ページ)

注2 Ibid., p.74 (同右)

SIPRIの指摘しているように、兵器の共同開発・生産は、各国の軍事政策、軍事計画が異なり、各国の兵器企業の利害関係もあって、必ずしも米国が考えているように進んでいない。各国の兵器企業にとって世界軍事支出の六〇%を占めるNATO兵器市場は、確実な利益を保障する市場だからである。にもかかわらず、米国は一九八〇年代後半から一九九〇年代にかけて、兵器の同系統化(Families of weapons)、複数系列による生産、双務調達の協定にいちじるしく熱心である。日本に対する共同開発・生産の要求もその一つである。その背景は、米軍を基軸にした軍事ブロックの機能が最も効果的に発揮されるためには、軍事面での統合、共同作戦計画の実施が伴わなければならない。このためには装備の共通性が不可避だからである。

また、二大軍事ブロックを中心にした兵器開発競争のもとでは、高度で精巧な技術による兵器システムの開発・生産能力を常に維持することが必要である。しかし高度技術の開発は常にリスクを伴う。不確実性の大きい

軍事技術の開発は多額の支出を伴い、その結果、兵器の価格は高騰する。さらに軍事技術開発競争により兵器の陳腐化は促進され、価格を一層高騰させる。技術的不確実性、経済的危機をカバーすることは一国の枠内ではますます困難になる。軍事費の増大も限度があり、リスクのカバーは一国の市場規模では不十分となる。これらの要因が、一国の枠を越えた兵器の共同開発・生産を不可避なものとする。兵器の開発・生産における不必要な重複をなくし効率を高めるため兵器の共同開発・生産の必要が強調される。

以上のように、兵器の共同開発・生産は、軍事ブロックの機能強化のためには、それを不可避とする軍事的要因と他方それぞれの国の兵器企業の利害対立によりそれを不可能とする経済的要因を内包している。一国で可能な費用 \backslash 支出で開発・生産が可能なもの、国内市場だけで採算がとれる兵器は、共同開発・生産はおこなわれな^いであろう。したがって、共同開発・生産の対象は高度技術で高価な兵器システムとなる。高度技術は開発支出が多額になり、リスクも大きい。したがって費用分担、危険負担分担という点で有利な共同開発・生産の可能性が大きい。

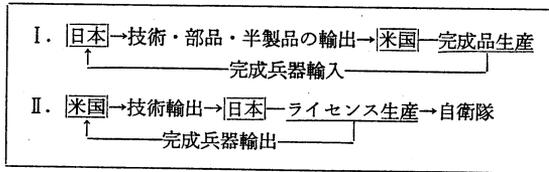
米国が日本に要求する兵器の共同研究・開発・生産の目的は、現在「有事における緊急大量生産能力」^{注1}がなく^なった軍需産業に活力を与えるため、日本の兵器生産能力を利用するとともに日米共同作戦実施に必要な兵器の同系列化を実現することにある。^{注2}このことは同時に、日本の兵器生産や兵器輸出に一定の枠をはめることになる。すなわち兵器生産と兵器輸出において米国の優位を確保するため競争相手となる芽を事前につみとる効果をも^つ。

注1 Ref. U.S. HOUSE ARMED SERVICES COMMITTEE. THE AILING DEFENSE INDUSTRIAL BASE:

兵器の共同研究・開発・生産（木原）

UNREADY FOR CRISIS. REPORT OF THE DEFENSE INDUSTRIAL BASEPANEL. GPO. 1980. 52p.
PAMPHLET. (U.S. DEFENSES J-34)

注² 一九八〇年九月の第一回日米装備技術協議で、日米共同作戦(有事の際の日米共同対処行動)を円滑に進めるため、軍事技術の情報・資料交換を活発にするとともに、装備の共通化を促進することが協議され、当面、火炮、弾薬、燃料等がその対象になった。



日米安保体制下の兵器の共同研究・開発・生産は、日米作戦構想にもとづくものであり、日本を米の主導(高度技術は米の独占)のもとで「兵器のファミリー化構想」(The Family of Weapons Concept)に組み込み、日本の兵器部品の生産、兵器組立ての下請化(下請的分業)を促進することになるであろう。図式化すれば上記のとおりである。また、兵器の共同開発は必然的に共同生産へと進展し、事実上汎用技術、部品、半製品、完成兵器の輸出(米国への輸出および米国経由での他国への輸出)を伴い、「武器輸出三原則」の形骸化に導くことは必定である。

さらに汎用技術の軍事技術への転化を促進し、研究者や研究開発費を含む研究段階をも含め、日本の産業構造の軍事化を進めることになるであろう。

これだけではない、兵器の共同開発・生産は、当然秘密保護措置の強化をもたらすであろう。最近、米国防総省は「自衛隊装備の空対空ミサイルAIM9」「サイドワインダー」と二〇三mm自走りゅう弾砲のライセンス条件などを織り込んだMOU(了解事項覚書)締結交渉の過程で、ライセンス供与の取り決めのなかに「米国が派遣する担当官に日本国内で秘密保護措置が十分とられているかどうかを判定する権限を持たせる」と明記するように主張

していることが明らかになった。^注 これをみても、兵器の共同開発・生産が進展すれば、秘密保護の名のもとで、基本的な人権や言論、研究の自由は、日米相互防衛援助協定等に伴う米国による直接の秘密保護措置と国内法である秘密保護法、秘密保護法施行令、秘密保全に関する訓令（防衛庁）により二重の（日米両国による）制約のもとにおかれることは必須であろう。

注 一九八一年十月二六日付「日本経済新聞」参照。

「日米間に相互防衛援助協定がある以上、技術交流^注共同研究は拒否できない」（館野万吉日本製鋼社長）といわれている。日米安保体制を基軸とする日米協力態勢が進められる限り、日米防衛協力（^注日米共同作戦態勢）の一環として兵器の共同開発・生産は急速に具体化されるであろう。そして、兵器の共同開発・生産をつうじて軍事的同盟関係の経済的補強が進み、日米協力は新たな段階に入ることになる。それは日米軍事産業の癒着と同時に相互に自己の利益を追求する日米兵器資本の打算と摩擦を増幅し矛盾を尖鋭化しながら進行するであろう。

注 「東洋経済」一九八一年八月二二日号。

核時代における兵器の日米共同研究・開発・生産は、わが国の軍事化に拍車をかけ、核軍拡と核戦争の危険に与することになるであろう。

（後記） 本稿では主として兵器の日米共同研究・開発・生産の背景について考察した。日米共同研究・開発・生産の具体的推移と経過については拙稿「日本軍需独占の国際的新展開」（『経済』一九八一年九月号）、「ふたたび兵器の共同研究・開発・生産」（『経済』一九八二年一月号）を参照していただきたい。